犬の登録・狂犬病予防注射

問 市民課 生活衛生係　☎ 22-3135

犬の登録

全ての飼い犬は市へ登録しなければなりません。飼い始めたら（生後 90 日以内の場合、90 日を過ぎてから）市民課または各支所で登録申請を行ってください（登録料 3,000 円が必要）。登録後に犬鑑札を交付しますので必ず犬に装着してください。

●犬を譲り受けたら

市内での譲渡等は、新しい飼い主が市民課または各支所で登録変更の届け出をしてください。（登録料は不要）

前飼い主から譲り受けた犬鑑札や狂犬病予防注射済票が必要です。前飼い主が犬鑑札の交付を受けていないときは、新たに登録申請をしてください。

●登録の変更・抹消

飼い犬が死亡したときや登録している内容に変更があった場合は 30 日以内の届け出が必要です。

狂犬病予防注射

生後 91 日以上の全ての飼い犬には、毎年 1 回の狂犬病予防注射が義務付けられています。集合注射会場もしくは動物病院等で注射を受け、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

※小型犬などの室内犬にも登録と予防注射が必要です。

※登録と予防注射は狂犬病予防法で定められており、違反した場合 20 万円以下の罰則が科せられます。

詳しくはこちら

登録・予防注射を必ずしましょう

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事･･･など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分　TEL：0967－22－5223 ＊完全予約制です。

音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。
日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料
・初回30分超または2回目以降は30分3500円
※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

事務所名が変わりました！

阿蘇法律事務所
阿蘇地域に根ざした法律事務所です。
弁護士　森　あい

〒869-2612　阿蘇市一の宮町宮地2005－8－203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）

広告

参加者募集

問 市民課 生活衛生係　☎22-3135

長寿犬猫表彰

申込期間　9月1日㈬～9月15日㈬

申込用紙

阿蘇市役所市民課、各支所および阿蘇保健所衛生環境課で配布

申込要件

・**猫**　動物病院で3種混合ワクチン接種を行っている15歳以上の猫

・**犬**　阿蘇市に登録があり、狂犬病予防注射済で15歳以上の犬

動物フォトコンテスト

申込期間　9月1日㈬～9月15日㈬

申込用紙

阿蘇市役所市民課、各支所および阿蘇保健所衛生環境課で配布

応募方法

動物と人が仲良く写っている写真（A4サイズにプリント）を応募先に持参または郵送（1人3枚まで）

※犬猫に限定しない。亡くなった動物との写真も可

表彰式

と　き　9月24日㈮　午後2時

ところ　阿蘇地域振興局大会議室

申込・応募先

阿蘇地域動物愛護推進協議会事務局（阿蘇保健所衛生環境課内）
〒869-2612　阿蘇市一の宮町宮地2402　☎24-9035

飼い猫の避妊・去勢手術費助成

問 市民課 生活衛生係　☎22-3135

●対象

阿蘇地域在住で猫を飼育しており、阿蘇地域の開業動物病院で避妊・去勢手術をお考えの人

●助成額　雌10,000円／頭
雄　5,000円／頭

●受付期間：9月1日㈬～9月30日㈭
（土・日祝を除く）　午前9時～午後5時

●申請書配布場所・提出先

阿蘇地域動物愛護推進協議会事務局
（阿蘇保健所衛生環境課内　☎24-9035）
または　市民課 生活衛生係

POINT

・助成の対象となるのは1世帯2頭までです。

・申し込みの際には本人確認書類を持参ください。

・決定通知が届いた後に手術の予約を申し込んでください。

・申込多数の場合は抽選となります。

指定管理者を募集します

阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」および阿蘇中央公園

問 まちづくり課 商工物産係　☎ 22-3318

令和４年４月１日からの指定管理者を募集します。応募資格を満たす法人またはその他の団体が対象です。個人での応募はできません。詳しくは市 HP をご覧ください。

●募集施設

阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」および阿蘇中央公園

●指定期間　５年（令和４年４月１日～令和９年３月 31 日）

●申込受付

８月２日㈪～９月 30 日㈭　（平日のみ）　午前８時 30 分～午後５時

市 HP

新型コロナウイルス感染症支援

各種保険料などの減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれるなどの場合は、申請により ①国民健康保険税 ②後期高齢者医療保険料 ③介護保険料が減額または免除となります。

●減免の要件

⑴ 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（以下国民健康保険税の場合は**世帯主**）が死亡し、または重篤な傷病を負った場合

⑵ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業、不動産、山林または給与による収入の減少が見込まれ、以下のいずれの要件も満たす場合

・主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填された金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の 10 分の３以上減少する見込であること。

・主たる生計維持者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること（①②のみ）。

・主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が 400 万円以下であること。

●申請手続

・申請書のほか、令和３年の収入見込金額は、その明細書など状況がわかる資料の提出が必要です。

・令和２年分の申告が必要です。

●問合せ先

① 国民健康保険税	税務課	市民税係	☎ 22-3148
② 後期高齢者医療保険料	ほけん課	高齢者医療係	☎ 22-3145
③ 介護保険料	ほけん課	介護保険係	☎ 22-3145

粗大ごみ・多量ごみの処分方法

問 市民課 生活衛生係　☎22-3135

粗大ごみを処分する場合や、引っ越し、大掃除等で一時的にたくさんのごみ（多量ごみ）を処分する場合は、**自分で大阿蘇環境センター未来館に持ち込む**（重量に応じて処理手数料が必要）ほかに、**許可業者に収集運搬を依頼**（有料）できます。ゴミステーションには出すことができません。

●ごみ収集運搬許可業者

ごみを収集し、運搬することの許可を受けている事業者は次のとおりです。収集運搬を依頼する場合は、許可業者に電話等で申し込んでください。

事業所名	事業所所在地	電話番号
有限会社　阿蘇管理センター	阿蘇市狩尾 917	☎32-1500
株式会社　環境	阿蘇市黒川 1289	☎35-4649

●収集運搬を許可業者に依頼できるもの（とき）

①地域のゴミステーションに出すことができない大型のごみ
※テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・パソコンは対象外。処分方法は販売店などにお問い合わせください。

②引っ越しや大掃除等で、一時的に多量のごみを処分するとき
※指定ごみ袋を使用し、分別を行って収集運搬の依頼を行ってください。

③庭木の剪定による木・竹の枝
※運搬や処理に規定がありますので、事前に許可業者または市役所市民課におたずねください。

身体障がい者・知的障がい者相談員を紹介します

問 福祉課 総合福祉係　☎22-3167

市から委託を受けた６人が身体障がい者相談員・知的障がい者相談員として活動しています。相談員は障がいをお持ちの人やその家族からの相談を受けています。秘密は厳守されますので気軽にご相談ください。

●身体障がい者相談員

氏名	担当地区	連絡先
後藤　和行	一の宮地区	22-0163
佐藤　二三夫	阿蘇地区	32-1087
浜野　龍紀		34-0806
佐藤　征守		32-3479
阿南　洋	波野地区	24-2046

●知的障がい者相談員

氏名	担当地区	連絡先
内田　博美	阿蘇市	22-1734

笑顔溢れるまちづくり
阿蘇市を盛り上げる人材求む！

令和4年度採用

市職員募集中

募集期間　8月13日㈮まで
試験日　9月19日㈰
試験会場　阿蘇中央高校阿蘇校舎
問い合わせ先　総務課人事係　☎22-3111

●試験区分・受験資格など

区　分	職　種 採用予定数	職務の概要など	受　験　資　格
高卒程度	一般事務 5人程度	市長部局、議会および各種委員会などの事務局で行政事務に従事します。	昭和61年4月2日～平成16年4月1日までに生まれた人 （令和4年4月1日時点で満35歳までの人）
	一般事務 （精神・身体障がい者対象） 1人程度		昭和56年4月2日～平成16年4月1日までに生まれた人 （令和4年4月1日時点で満40歳までの人）で、 精神障害者保健福祉手帳または身体障害者手帳の交付を受け、活字印刷文による出題、ならびに口頭による面接試験に対応できる人
資格免許職	保健師 3人程度	市長部局等に勤務し、一般事務を含む保健師の業務に従事します。	昭和61年4月2日以降に生まれた人 （令和4年4月1日時点で満35歳までの人）で、 保健師の資格を有する人または 令和4年3月末日までに取得する見込みの人
	保育士 2人程度	市長部局（保育所等）に勤務し、保育業務に従事します。	昭和61年4月2日以降に生まれた人 （令和4年4月1日時点で満35歳までの人）で、 保育士の資格を有する人または 令和4年3月末日までに取得する見込みの人
専門職 （高卒程度）	土木職 1人程度	市長部局等に勤務し、一般事務を含む公共土木全般の業務に従事します。	和昭61年4月2日以降に生まれた人 （令和4年4月1日時点で満35歳までの人）で、 高等学校以上において土木系の学部、学科を卒業または 令和4年3月末までに卒業見込みの人もしくは 民間企業等での経験によって土木系の専門知識・技能を有する人

▷精神･身体障がい者対象試験の受験者は､精神障害者保健福祉手帳または身体障害者手帳の写しを1部提出してください。

●申込書の請求方法

直接取りに来る場合	阿蘇市役所2階　総務課人事係　および　各支所総務振興係　に用意しています。
郵送で請求する場合	封筒の表に「阿蘇市職員採用試験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（A4サイズが入るもの）を同封の上、「〒869-2695 阿蘇市役所 総務部 総務課人事係」に請求してください。
インターネットからダウンロードする場合	市ホームページから申込書をダウンロードしてください。印刷の際はA4サイズの厚紙（官製はがき程度の厚さで白紙）を使用してください。

▷受付時間は､午前8時30分～午後5時(土･日･祝日は除く)
▷郵送申し込みは、8月13日㈮までの消印があるものに限り受け付けます。
▷試験科目等の詳細についてはお尋ねください。
▷一次試験の合格者は、10月下旬ごろに二次試験を行います。

市HP